

三 監 第 3 7 号
平成 2 7 年 5 月 2 2 日

請 求 人 XXXXXXXXXX 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂子

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成 2 7 年 3 月 2 5 日付で收受した三田市職員措置請求書（住民監査請求書）及びこれについて補正を行ったものとして同年 4 月 3 日付で收受した三田市職員措置請求書（住民監査請求書）については、別添のとおり、地方自治法第 2 4 2 条に規定する住民監査請求として受理できないものであると決定しましたので通知します。

市に帰属した土地に三田市が公園を設置し、その公園に建てられた「当該都市公園の機能の増進」に資する「公園施設」であり、最初は県の管轄であったが、本件公園引継協定書の締結により、三田市が管轄するようになり「公園台帳」にて管理される施設であると考えられる。また、[]の4つのコミセンについて、土地の地目は「公園」であり、本件確認書第4条に、住宅・都市整備公団は、集会所を「公園施設」として整備すると規定され、同第6条に、すみやかに三田市に引き継ぐと規定されているもので、三田市が「公園施設」としての管理を続ける必要のある建物で、たとえ自治会「民」に無償譲渡したとしても、「公園台帳」に記載されていなければならないはずである。つまり、「公園施設」であるコミセン建物は無償譲渡等できない建物である。

しかし、三田市長は、「公園施設」である [D] コミセン建物、 [E] [] コミセン建物、 [F] コミセン建物を自治会（民）に無償譲渡し、自治会（民）が所有する「私物」にした。

これは、三田市の市民が等しく所有すべき財産を自治会（民）という限定される民間団体に譲渡し、都市公園法の「公」の福祉の増進に資するという精神に違反していると考えられる。公園管理者（三田市）が、自治会（民）に貸与することは、都市公園法の許容するところで、より運営効果も期待できると考えられる。よって、これは市民の財産の不当な処分に該当する。

処分したという行為からは1年以上経過しているが、処分したという結果生じた違反状態が、現在も続き、是正することなく経過していることに気づいたので、平成26年3月25日に監査請求者より、監査を請求するものであり、この、財産の管理を怠った措置により、法令に違反する状態が現在も続いていることから（少なくとも平成26年度において）、当該行為のあった日から1年を当該行為の結果生じた違反状態が現在も継続し、以後に是正措置がないので、違反している事実があることを指摘した日から1年と解すると、管理を怠った結果生じた現在の違反状態そのものが、財産の管理を怠る当該行為になり、当該行為のあった日から1年となり、平成26年度において、違反状態そのものを存在させ続けている行為（管理を怠っているという行為）が、監査の対象になると考えられる。

さらに、同じ公園施設である [G] コミセン建物の移管が平成28年3月の無償譲渡契約の締結に向けて進行しているので、新たな事案が発生する。これは、三田市の市民が等しく所有すべき財産の不当な処分に該当する。

今後、三田市長が、 [D] コミセン建物、 [E] コミセン建物、 [F] コミセン建物における違反状態の是正に動くかまたは是正を怠るかを判断すると、同じ公園施設である [G] コミセン建物の移管が平成28年3月の無償譲渡契約の締結に向けて進行しているので、管理を怠ることが充分予測されるので、財産の処分を誤った、しかもその後の是正措置を怠り、

財産の管理を怠った状態がこれからも続くという事実に対して、監査を請求する。

また、**D** コミセン建物、**E** コミセン建物、**F** コミセン建物は、無償譲渡契約の破棄、無償貸与契約の締結、コミセン建物の公園使用許可を求める。また、**G** コミセン建物は、「無償譲渡契約」締結の中止を求める。

なお、使用許可は10年を超えることができず、更新手続きが必要と規定されているので、平成19年3月26日無償譲渡契約締結の**E** コミセン建物の使用許可の更新が目前である。

(2) コミセンの登記について

B コミセンの土地と建物は三田市所有と聞いていたが、**B** コミセンの登記を調べると、土地は兵庫県となっており、建物の登記はなかった。土地の地目は「宅地」である。あと数ヶ月後、この土地の上に**B** コミセン建物の新築が始まろうとしているが、兵庫県の所有状態のままで進行してもいいのか疑念があり、地元移管による新築がもう目の前にあるとき、三田市が所有する土地であるならば、「所有者三田市」としておくべきと訴えてきて、ようやく平成27年3月10日に所有権の移転が行われ、所有者が三田市になった。

しかし、三田市長は、三田市が所有している現**B** コミセン建物に対する登記をあげ、正しい所有者にすべき措置を怠ってきたと考えられる（平成27年3月20日現在）ので、現**B** コミセン建物に対する財産の管理を怠る事実があるので、監査を請求する。

また、先行して移管がなされてきた4地区のコミセン建物の登記がなされていないという事実があるので、平成28年3月締結予定の**B** 連合自治会との無償譲渡契約後の登記もなされない可能性があると考えられる。

よって、今後、三田市長は、財産の管理を法に則り措置することを怠ると予側され、三田市民の財産（新**B** コミセン：130,000,000円、諸費を含む。）を不明瞭な形で処分すると考えられるので、監査を請求する。

(3) コミセン建物に対する固定資産税について

コミセン建物の無償譲渡契約は、三田市が所有しているコミセン建物を自治会（民）に譲渡するものであり、無償譲渡契約後の所有権は自治会（民）にあるはずであるが、建物の登記がなされていないので、正しい課税措置がなされていない。

三田市長は、コミセン建物という不動産を自治会（民）が所有し、「民」の「私物」となっているときは、不動産に対する登記をあげるよう指導し、登記に基づき正しい課税措置（全額の減額措置）をすべきところ、その措置を怠っていると考えられるので、監査を請求する。

三田市長は、まず①登記であり、この登記を見て、②三田市は〇〇円の課税をし、③コミセン建物が専ら公益の用に供する固定資産であることを判断し、④対象固定資産税の全額を減じる措置をとり、⑤〇〇円の課税から全額を減じ、⑥0円を課税することになる。結果的には税額は0円となるが、だからといって、①～⑥の手続きをしなくてもいいというのは職務を怠っている。

処分したという行為からは1年以上経過しているが、処分したことにより、自治会という「民」の所有物になり、コミセン建物が課税対象になったにもかかわらず、課税しない状態が現在も続き、是正することなく経過していることに気づいたので、平成26年3月25日に監査請求者より、監査を請求したところである。この課税措置を怠った状態が現在も続いていることから（少なくとも平成26年度において）、当該行為のあった日から1年を当該行為の結果生じた怠った状態が現在も継続し、以後に是正措置がないので、怠った事実があることを指摘した日から1年と解すると、怠った結果生じた現在の状態そのものが、課税措置を怠る当該行為になり、当該行為のあった日から1年となり、平成26年度において、発生している状態そのものを存在させ続けている行為（怠っているという行為）が、監査の対象になると考えられる。

したがって、今回の監査請求は、三田市の実質の損害は0円（三田市が0円の損失を受けた）であるが、三田市は①～⑥の経過を決裁し、自治会に0円を納入させる手続きをとる必要（あるいは、「課税額は〇〇円ですが、⑤により、税金は0円です。」という通知を送付する必要）があるにもかかわらず、これを怠っているという事実があるので、監査を請求する。

(4) 本件公共施設等引継協定書と無償譲渡に係る覚書について

本件公共施設等引継協定書の第4条において、**A** コミセンの引継ぎ維持管理の開始は平成20年4月1日となっている。これが、**A** コミセンの土地と建物の引継ぎを意味するならば、矛盾が生じることとなる。

本件公共施設等引継協定書をもって、**A** コミセン建物の所有権が、兵庫県から三田市に移動したのであれば、兵庫県がコミセン建物を管轄している期間である平成17年3月8日に三田市長と**A** 連合自治会（当時）とで**A** コミュニティセンターの無償譲渡に係る覚書（以下「**A** コミセン無償譲渡覚書」という。）を締結するのは、法的に成立しない。反対に記述すると、**A** コミセン建物に対する三田市長と**A** 連合自治会（当時）との**A** コミセン無償譲渡覚書の締結が、平成17年3月8日なので、これ以降は、建物の所有権は**A** 連合自治会（当時）にあることになる。この建物の維持管理に対して、平成20年3月13日、兵庫県と三田市長とで本件公共施設等引継協定書を締結することはできない。また、**A** コミセン無償譲渡覚書第5条の2「この覚書締結以降、施設

の建替え、補修及び維持管理に関する全ての経費は、乙（**A** 連合自治会（当時））の負担とする。」とあるが、他方、本件公共施設等引継協定書の平成20年4月1日以降の建物の維持管理を三田市が行い、その費用として費用負担契約により、600,000,000円という資金を用意する（他の内容とも合算して）というのも矛盾する。

さらに、三田市長と**A** 連合自治会とで**A** コミセン無償譲渡覚書を締結するに際し、約32,950,000円の経費を使用して改修工事を実施しているが、兵庫県の費用負担契約の600,000,000円は、平成20年4月1日以降であり、**A** コミセン無償譲渡覚書はこれ以前であるので、三田市が経費負担をしているはずであり、調理室増築を含む改修の経費約32,950,000円を、兵庫県が所有している建物に使ったということでは、この経費の位置づけが難しくなる。そうではなくて、費用は兵庫県が出したということであれば、なおさら、兵庫県の所有物に対して、三田市長は**A** 連合自治会（当時）と**A** コミセン無償譲渡覚書を締結する資格がないことになる。

平成17年3月8日、三田市から**A** 連合自治会（当時）にコミセン建物を無償譲渡した行為は、1年以上経過しているので、監査請求する対象にはならないが、法的には大きな瑕疵を持ち続けている。契約そのものの有効性を問う法律については、専門家ではありませんので、当局に預ける。監査請求する対象であるかないかということと、法的にどうなのかということとは、別次元の問題である。

三田市長は、この契約締結上の瑕疵を是正する必要があるときは、その是正措置をすべきところ、現時点においてその瑕疵は是正されていないと考えられることから、その是正措置をすべきところ、その措置を怠り、三田市民の共通の財産の管理を誤り、市民に損害を与えていると考えられる。現時点（平成27年3月25日）における、この是正すべき措置を怠り、管理を怠っているという事実について、監査を請求する。

(5) 基金条例について

三田市長は、本来、コミセン等に使用できるはずの北摂ニュータウン施設整備管理基金条例（以下「本件基金条例」という。）の整備を誤り、ニュータウンの自治活動の拠点となるコミセンの整備に必要不可欠の資金の活用を制限し、三田市の税金を使った資金の運用を余儀なくされ、三田市民に負担を求めることになっている（運用の金額などは、把握できていません）。巷で聞こえてくる、ニュータウン以外の地域のコミセンの運営管理は、いわゆる「民設民営」であるのに、ニュータウンはいわゆる「公設民営」であるとの指摘を具体化すると、ニュータウンには三田市が（税金を使って）資金援助しているが、我々にはないという意味になります。

「ニュータウンのコミセンに使用できる」と明示しない本件基金条例を制

定した結果、市民に大きな誤解を与える文言になっていることを是正し、公共施設ではないと定義されるコミセンに活用できる基金であると明示する条例に修正することを求める。

三田市長は、本件基金条例の問題点を是正する必要があるときは、その是正措置をすべきところ、その措置を怠っていると考えられるので、監査を請求する。なお、このことによる、平成26年度中の三田市の被害額は、監査請求者は把握していない。

2 事実を証する書面

請求人からは事実を証する書面として下記の書面が提出されました。

- ・ 都市公園法
- ・ 都市公園法運用指針第2版：平成24年4月国土交通省都市局
- ・ 北摂地区新住宅市街地開発事業区域内における公園の引継ぎ及び維持管理に関する協定書：平成3年3月15日
- ・ 北摂地区新住宅市街地開発事業における公共施設等の引継に関する協定書：平成20年3月13日
- ・ 費用負担契約書：平成20年3月13日
- ・ 平成20年度費用負担契約書：平成21年3月17日
- ・ 確認書：平成元年2月16日（北摂中央地区における地域の集会等に供する施設の整備に係るもの）
- ・ 三田市北摂ニュータウン施設整備管理基金条例
- ・ 北摂ニュータウン施設整備管理基金の活用について：平成26年12月10日
- ・ **A** コミュニティセンターの無償譲渡に係る覚書：平成17年3月8日
- ・ コミュニティセンターの無償譲渡に係る覚書：平成21年3月31日（**D** コミュニティセンターに係るもの）
- ・ コミュニティハウスの無償譲渡に係る覚書：平成19年3月26日（**E** コミュニティハウスに係るもの）
- ・ コミュニティハウスの無償譲渡に係る覚書：平成25年3月29日（**F** コミュニティハウスに係るもの）
- ・ 全部事項証明書：土地 三田市 **B** 三丁目5番
- ・ 全部事項証明書：土地 三田市 **D** 二丁目18番
- ・ 全部事項証明書：土地 三田市 **A** 二丁目21番
- ・ 全部事項証明書：土地 三田市 **E** 一丁目50番3
- ・ 全部事項証明書：土地 三田市 **F** 四丁目1番

第3 住民監査請求として受理できない理由

平成27年3月25日で收受した三田市職員措置請求書（住民監査請求書）及

びこれについて補正を行ったものとして同年4月3日付で収受した三田市職員措置請求書（住民監査請求書）について、監査委員会議において審査した結果、下記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求として受理できないものであると決定しました。

1 住民監査請求の制度

(1) 住民監査請求の目的と対象について

法第242条に規定する住民監査請求の制度の1つの目的は、「地方財務行政の適正な運営を確保すること」（昭和51年（行ツ）第120号 愛知県に代位して行う損害賠償 昭和53年3月30日 最高裁判所第一小法廷判決 民集第32巻2号485頁）、すなわち、「普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保すること」とされています（昭和57年（行ツ）第164号 町有財産売却処分違法確認等及び共同訴訟参加 昭和62年2月20日 最高裁判所第二小法廷判決 民集第41巻1号122頁）。したがって、住民監査請求は、行政全般の違法・不当を防止・是正するための制度ではなく、「普通地方公共団体の事務の管理、出納その他の事務の一般的状況を明らかにすること」を目的とするのは、事務監査請求（法第75条）とされています（昭和35年（オ）第992号 県有財産不当処分禁止請求 昭和38年3月12日 最高裁判所第三小法廷判決 民集第17巻2号318頁）。

また、住民監査請求の制度のもう1つの目的は、違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、「地方公共団体が被った損害の回復又は被るおそれのある損害の予防」とされています（昭和52年（行ツ）第128号 住民訴訟 昭和57年7月13日 最高裁判所第三小法廷判決 民集第36巻6号970頁）。

したがって、住民監査請求の対象は、前者の目的から、財務的処理を直接の目的とする財務的事項（財務会計上の行為）に限定されているとともに、後者の目的から、地方自治体に財産上の積極的損害又は消極的損害を与え、若しくは、そのおそれ（可能性）があるものに限定されています。すなわち、住民監査請求の対象となるためには、財務的処理を直接の目的とし、その行為又は事実の直接的かつ本来的な効果として地方自治体に財産的損害を与える可能性があることが必要であるとされています。

なお、地方公共団体が被るおそれのある損害の予防を目的とする住民監査請求は、法第242条第1項において、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含む。」とされているところによるものであり、この当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合とは、その行為がなされるおそれがある場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけではなく、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測させる程度に具体性を備えている場合をいうものとされ

ています。

(2) 住民監査請求の請求期間について

法第242条第2項において「請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされています。

一方で、公金の賦課徴収を怠る事実及び財産の管理を怠る事実については、その不作為としての性質上、怠る事実が存する限り請求期間の制限を受けないこととされていますが、「普通地方公共団体において違法に財産の管理を怠る事実があるとして法第242条第1項の規定による住民監査請求があった場合に、右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基いて発生する実体法上の請求権の不行使をもつて財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。」とされています（昭和57年（行ツ）第164号 町有財産売却処分違法確認等及び共同訴訟参加 昭和62年2月20日 最高裁判所第二小法廷判決 民集41巻1号122頁）。

2 請求の要旨に対する判断

(1) 公園施設であるコミセン建物の無償譲渡について

請求人からの公園施設であるコミセン建物の無償譲渡についての主張は、

D コミセン建物、**E** コミセン建物、**F** コミセン建物、**G** コミセン建物が公園施設であることから、三田市がこれらは無償譲渡することができないものであるにもかかわらず、各自治会に無償譲渡したこと又は予定していることが違法又は不当であるとして、無償譲渡契約の破棄又は締結中止、無償貸与契約の締結、コミセン建物についての公園使用許可手続をすること求めるものであると解しました。

この主張については、下記のとおり判断しました。

ア **D** コミセン建物、**E** コミセン建物、**F** コミセン建物について

D コミセン建物、**E** コミセン建物、**F** コミセン建物の無償譲渡については、それぞれ平成21年4月1日付、平成19年4月1日付、平成25年4月1日付でなされたものであることから、本件監査請求書を収受した平成27年3月25日においては、いずれも1年を徒過していることとなります。

また、1年を徒過していることについては、請求人から「処分したという行為からは1年以上経過しているが、処分したという結果生じた違反状態が、現在も続き、是正することなく経過していることに気づいたので、

平成26年3月25日に監査請求者より、監査を請求するものであり、この、財産の管理を怠った措置により、法令に違反する状態が現在も続いていることから（少なくとも平成26年度において）、当該行為のあった日から1年を当該行為の結果生じた違反状態が現在も継続し、以後に是正措置がないので、違反している事実があることを指摘した日から1年と解すると、管理を怠った結果生じた現在の違反状態そのものが、財産の管理を怠る当該行為になり、当該行為のあった日から1年となり、平成26年度において、違反状態そのものを存在させ続けている行為（管理を怠っているという行為）が、監査の対象になると考えられる。」との主張がなされていますが、この主張は、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基いて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであり、このような場合については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当であるとされていますので、結果として、無償譲渡がなされた日を基準とすることとなることから、これら3件の無償譲渡を対象とする住民監査請求は、法第242条に定める要件（請求期限）を満たしていると認めることができます。

なお、関係職員から「公園施設であるためには、公園管理者たる地方公共団体又は国によって設けられることを要件とはされていない。」「**D** コミセン建物については、都市公園である公園の公園区域内に所在する公園管理者以外が設置・管理する公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下同じ。）第2条第2項第9号及び都市公園法施行令第5条第8項に規定する集会所）となっており、これの設置・管理にあたっては、これが所在する部分を含む一部分（828.25㎡）について都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可が平成21年4月1日付で同日から平成26年3月31日までなされており、同許可は平成26年4月1日付で同日から平成31年3月31日まで更新されている。」「**E** コミセン建物については、これが所在していた都市公園である公園について都市公園法第2条の2に基づく都市公園の供用区域の変更に関する告示が平成18年9月1日付でなされた（変更前面積0.25ha／変更後面積0.16ha）ことにより、公園区域外に所在する建物となったことから公園施設ではなくなっている。」「**F** コミセン建物については、都市公園である公園の公園区域内に所在する公園管理者以外が設置・管理する公園施設（都市公園法第2条第2項第9号及び都市公園法施行令第5条第8項に規定する集会所）となっており、これの設置・管理にあたっては、これが所在する部分を含む一部分（87

5. 00㎡)について都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可が平成25年4月1日付で同日から平成30年3月31日までなされている。」との説明を受けました。

これらの説明からすると、請求人が主張する違法又は不当な財産の処分が行われたと判断することができませんでした。

イ **G** コミセン建物について

関係職員から「公園施設であるためには、公園管理者たる地方公共団体又は国によって設けられることを要件とはされていない。」「**G** コミセン建物については、これが所在していた都市公園である **公園** 公園について都市公園法第2条の2に基づく都市公園の供用区域の変更に関する告示が平成22年4月1日付でなされた(変更前面積0.25ha/変更後面積0.17ha)ことにより、公園区域外に所在する建物となっていることから公園施設ではなくなっている。」との説明を受けました。

これらの説明からすると、請求人が主張する違法又は不当な財産の処分が行われる可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測させる程度に具体性を備えていると判断することができませんでした。

(2) コミセン建物の登記について

請求人からのコミセン建物の登記についての主張は、三田市が所有している現 **B** コミセン建物が平成27年3月20日現在において登記がなされていないことから財産の管理を怠る事実があるとして、これを登記することを求めるとともに、先行して移管がなされた4地区のコミセン建物について登記がなされていない事実があることからすると、今後、新築される新 **B** コミセン建物についても登記がなされない可能性があることから財産の管理を怠る可能性があるとして、これを登記することを求めるものであると解しました。

しかし、この主張については、単にコミセン建物について登記がなされていないことを指摘するものであることから、三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与え、若しくは、そのおそれ(可能性)があると判断することができませんでした。

なお、関係職員から「不動産登記法(平成16年法律第123号)第47条等において、不動産の表示の登記について所有者等に登記申請を義務付けているが、国又は地方公共団体が所有する土地又は建物についての表示に関する登記の申請義務については、不動産登記法附則第9条及び不動産登記法の一部を改正する等の法律附則第5条第1項において、当分の間これを免除するとの従前の取扱いを継続することとされている。よって、地方公共団体が所有する建物については、表示に関する登記の申請義務が課されていないため、表示登記がないとしても違法状態にあるとはいえない。」との説明を受けました。

この説明からすると、請求人が主張する財産の管理を怠る事実がある又はこの可能性がある」と判断することができませんでした。

(3) コミセン建物に対する固定資産税について

請求人からのコミセン建物に対する固定資産税についての主張は、自治会が所有するコミセン建物に対する固定資産税について、一旦、固定資産税額を算出し、専ら公益の用に供する固定資産として全額を減じた上で、固定資産税額0円の納税通知書を送付する手続がなされていないことが違法又は不当であるとして、これらの手続がなされることを求めるものであると解しました。

しかし、この主張については、単に手続上の懈怠を指摘するものであることから、三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与え、若しくは、そのおそれ（可能性）があると判断することができませんでした。

(4) 本件公共施設等引継協定書と無償譲渡に係る覚書について

請求人から本件公共施設等引継協定書と無償譲渡に係る覚書についての主張は、本件公共施設等引継協定書と A コミセン無償譲渡覚書の締結の順序に矛盾があるという瑕疵があることが違法又は不当であるとして、この瑕疵を治癒させることを求めるものであると解しました。

しかし、この主張については、単に手続上の瑕疵を指摘するものであることから、三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与え、若しくは、そのおそれ（可能性）があると判断することができませんでした。

なお、関係職員から「 A コミセン建物は三田市が建設工事を発注し、平成2年9月7日に完成したものであり、 A コミセン無償譲渡覚書の締結まで三田市が所有していたものである。よって、 A コミセン建物は本件公共施設等引継協定書第2条に規定する引継の対象施設には含まれていない。」との説明を受けました。

この説明からすると、請求人が主張する違法又は不当な協定書等の締結が行われたと判断することができませんでした。

(5) 基金条例について

請求人からの基金条例についての主張は、本件基金条例の規定内容について不備があることが違法又は不当であるとして、本件基金条例を改正するよう求めるものであると解しました。

しかし、この主張については、単に本件基金条例の内容について不備があるとするものであることから、三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与え、若しくは、そのおそれ（可能性）があると判断することができませんでした。

3 結 論

上記のとおり、請求人からの主張については、いずれの主張も法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる要件を満たさないものであると判

断しましたので、同条に規定する住民監査請求の対象と認めることができませんでした。

なお、請求人からの主張について、関係職員から説明を受けたところ、一部の事務処理について不備のあるものがありましたので、三田市長に対して、別添のとおり要望しました。

三 監 第 3 6 号
平成 2 7 年 5 月 2 2 日

三田市長 竹 内 英 昭 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂子

事務処理における不備について

平成 2 7 年 3 月 2 5 日付で收受した三田市職員措置請求書（住民監査請求書）と題する書面（以下「本件書面」という。）において、一部の事務処理について不備のあるものがある旨の主張がなされていました。

本件書面については、地方自治法第 2 4 2 条に規定する住民監査請求としての要件を満たさないものであったことから、住民監査請求として受理できないものでしたが、このような主張がなされることは、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

については、下記の点について点検を行い、不備がある場合には是正するよう要望します。

記

1. 地方税法第 3 8 1 条第 4 項においては、登記簿に登録されている家屋以外の家屋で地方税法の規定によって固定資産税を課することができるもの（以下「未登記家屋で課税客体となるもの」という。）について、家屋補充課税台帳にその所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならないとされているところである。

については、区・自治会の所有する未登記家屋で課税客体となるものの家屋補充課税台帳への登録状況について点検を行い、不備がある場合には是正に向けて検討されるよう要望します。